

平成 18 年 10 月 13 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

全 国 銀 行 協 会

「証券取引法等の一部改正に伴う証券取引法施行令等の改正案」
に対する意見等について

平成 18 年 9 月 13 日付で意見募集のあった標記の件について、別紙のとおり
意見等を提出しますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「証券取引法等の一部改正に伴う証券取引法施行令等の改正案」
に対する意見等

平成 18 年 10 月 13 日

1. 証券取引法施行令改正案について

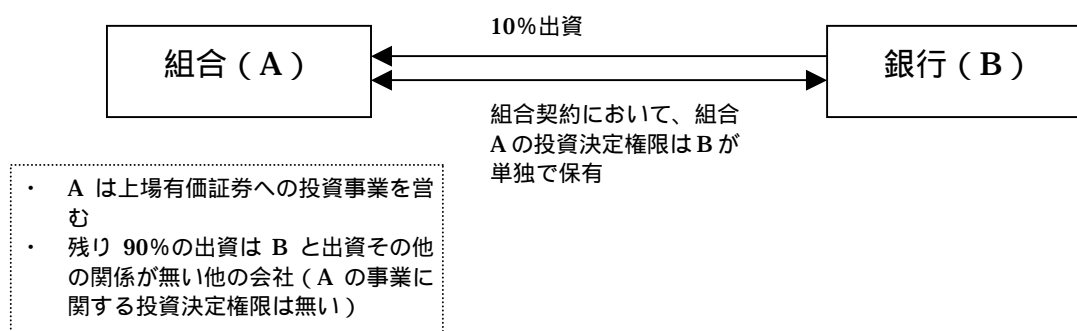
第 14 条の 8 の 2 (重要提案行為等) 等

第 14 条の 8 の 2 (および大量保有府令案第 16 条) において、どのような行為が重要提案行為等に該当するののかについて規定されているが、例えば、発行会社からの要請に基づき行う場合など、提案を行う状況によって重要提案行為等に該当するか否か判断の分かれる場合があると考え。判断要素として考えられる事項をお示しいただきたい。

2. 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令改正案について

(1) 第 5 条の 3 (特別の関係)

以下のケースは、組合 (A) と銀行 (B) との関係は第 5 条の 3 に規定する子会社と親会社の関係に該当しないため、組合 (A) は銀行 (B) のみなし共同保有者に該当しないという理解でよいか。



(2) 第 9 条の 2 第 2 項 1 号 (重要な事項の変更から除外されるもの等)

本号の「内訳の変更」とは、法第 27 条の 23 第 3 項の「本文」、「第 1 号」および「第 2 号」の間の振替を指すのか。

また、「当該変更のある株券等の数の合計」とは、上記 3 者間で移動した株券等の数を指すことでよいか。この場合、例えば、「本文」が 0.8% 減となり、これが「1 号」と「2 号」に半分ずつ振り替わったときは、変更報告は不要という理解でよいか。

(3) 別紙様式（記載方法）について

優先株式については、自己株への普通株式転換可能なものは、【保有株券等の数】の「株券（株）」欄に記載すればよいか。

報告者 A は報告者 B と C のみなし共同保有者の関係である場合に、報告者 A(法 27 条の 23 第 3 項第 2 号報告対象者)が保有する 1,000 株のうち、報告者 B に対して 100 株の貸付を行ったとすると、「株券（株）」の「法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号」欄に 1,000 株と記載し、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄に 100 株と記載することでよいか。

「株券（株）」欄に REIT 等の投資証券等も記載するという理解でよいか。

約定日から 6 日目以降に受渡しを行う「先渡契約」は、施行令改正案第 14 条の 7 の 2 第 1 項第 5 号に規定する「…その他の契約若しくは取決めの締結…」に含まれ、1%未満のものであれば、【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】欄への記載は不要という理解でよいか。

(4) 別紙様式（記載上の注意）について

「(13)最近 60 日間の取得又は処分の状況 d」

「割合」欄の分母は、「『(4)上記提出者の保有株券等の内訳』の発行済株式総数で除して得た割合を記載すること」とされているが、60 日間の間に株式分割が発生していた場合、その前後では比率計算が異なることとなるが、報告義務発生日を基準に記載することでよいか。

「市場内」には取引所の時間外立会外取引（ToSTNeT 等）を含み、「市場外」は証券会社を通じた OTC 取引や証券会社を介さない売買契約書に基づく相対取引を指しているという理解でよいか。

以 上